

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

September 2023



# EY Taiwan JBS NEWSLETTER - September 2023 -

## 産業創新条例第10の2条の改正 「台灣版CHIPS法」について

### ▶ はじめに

台湾企業の国際競争力の強化を目的として産業創新条例が制定されましたが、過去に数回の改正が実施されています。今年(2023年)1月19日においては、産業創新条例第10の2条が改正・公布されました。

この条文は、中文では「台版晶片法案」、日文では「台灣版CHIPS法」や「台灣版チップ法」などと呼ばれ(以下、『台灣版CHIPS法』とします)、グローバルサプライチェーンにおける台湾産業の中核ポジションを確保するため、一定の条件を満たした企業に対して、税制優遇を提供するものとなっています。

今月のJBS NEWSLETTERでは、産業創新条例第10の2条「台灣版CHIPS法」に関する重要なポイントを説明するとともに、EYの考察をお伝えします。

今後の設備投資等にあたっての税制優遇の検討にお役立てください。

### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾CHIPS法の概要
- ▶ 経済部が定める適用領域の各項目について
- ▶ EYの考察

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

# 産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について

## 台湾CHIPS法の概要

グローバルサプライチェーンにおける台湾産業の中核ポジションを確保するため、産業創新条例第10の2条が今年(2023年)1月19日に改正・公布されました。「台湾版CHIPS法」と呼ばれるこの法令は、台湾内で技術革新に従事し、かつグローバルサプライチェーンでの中核ポジションにあり、関連する適用要件を満たす会社に対して、将来を見据えた革新的研究開発及び先進製造プロセス設備支出の投資税額控除を提供します。

また、上記条例第10の2条第6項の授権に基づき、経済部が財政部と共同で「公司前瞻創新研究發展及先進製程設備支出適用投資抵減辦法\*(会社の将来を据えた革新的研究開発及び先進製造プロセス設備支出の投資税額控除適用方法。以下、『本法』とします)」を制定しています。

\* : 経済部「公司前瞻創新研究發展及先進製程設備支出適用投資抵減辦法」、

<https://join.gov.tw/policies/detail/4e83b75c-189a-40db-b02f-85e2ab721209>(2023年9月28日アクセス)

その要点は以下の通りです。

適用対象	台湾内で技術革新に従事し、かつグローバルサプライチェーンでの中核ポジションにある会社。業種の制限はない。					
適用要件	研究開発費の金額	売上収益に対する研究開発費の割合	設備支出の金額	当年度の実効税率	その他	投資税額控除率
	60億元以上	6%以上	100億元以上	2023年:12%以上 2024年:原則 15%(※)以上 2025年~2029年: 15%以上	直近3年間、環境保護、労働、食品安全衛生 関連法令の重大な違反がないこと	
将来を見据えた革新的研究開発の投資税額控除	✓	✓	—	✓	✓	25% (当年度に限る)
先進製造プロセス設備支出の投資税額控除	✓	✓	✓	✓	✓	5% (当年度に限る)
注:状況に応じて、12%に調整するよう 行政院に承認申請する予定			当年度納付すべき営利事業所得税額に対する控除上限割合の合計:			
施行期間	2023年1月1日~2029年12月31日					

# 産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について(続)

## 経済部が定める適用領域の各項目について

- 将来を見据えた革新的研究開発の適用領域に関して、経済部が産業の発展状況を鑑みて、先進技術の競争優位性を有しましたは成熟した製造技術の革新的応用を行っている関連領域を選定しています。
- 当該適用領域の各項目の概要は、以下の通りとなっています。

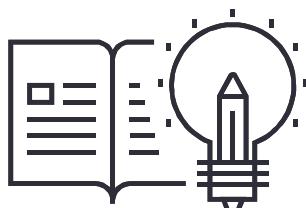
半導体		<ul style="list-style-type: none"> <li>集積回路設計</li> <li>ウェーハの製造</li> <li>ウェーハのパッケージ及びテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケイ素半導体前段製造プロセスの設備</li> <li>化合物半導体製造プロセスの設備</li> <li>半導体先進製造プロセスの中核となる材料及び化合物半導体製造プロセス用材料</li> </ul>
電動車		<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車の車輌全体</li> <li>自動運転支援システム</li> <li>モーター／コントロールユニット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LiDAR(ライダー)</li> <li>固体電池</li> <li>銅箔</li> </ul>
通信		<ul style="list-style-type: none"> <li>基地局の無線周波数とアンテナ</li> <li>基地局システム</li> <li>送信設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低軌道衛星</li> </ul>
ディスプレイ		<ul style="list-style-type: none"> <li>UHDパネル</li> <li>先進電子ペーパー</li> <li>Mini/Micro LEDパネル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型ディスプレイ技術の中核となる材料</li> <li>Micro LED製造プロセスの設備</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査チームによって同意されたその他領域の項目</li> </ul>	



# 産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について(続)

## EYの考察

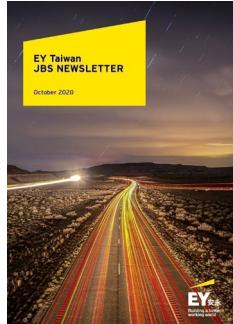
- ▶ 今回、経済部が制定した「公司前瞻創新研究發展及先進製程設備支出適用投資抵減辦法\*（以下、『本法』とします／P.3\*参照）は、一般的に「台湾版CHIPS法」と呼ばれ、台湾産業のグローバルサプライチェーンでの中核ポジションを確保し、かつ産業チェーンのレジリエンスを強化するために制定された税制優遇です。本法の制定は、台湾政府が技術革新及び産業高度化を極めて重視することを示しており、これにより、台湾企業のグローバル市場における競争力の向上に寄与すると同時に、産業の高度化とイノベーションを促進し、かつグローバルサプライチェーンでの中核ポジションにある会社及びその技術を台湾に根付かせることができます。
- ▶ しかしながら、本法の適用にあたっては3つの留意点があります。
  - ▶ 第一に、「適用対象：台湾内で技術革新に従事し、かつグローバルサプライチェーンでの中核ポジションにある会社」の認定に関しては、標準となる測定可能な基準がないため、会社が申請する際は、例えば会社の製品またはサービスのグローバル市場における市場シェア及びランキングを提示し、かつ関連する証拠書類を添付するなど、適用対象に該当するかについて主管機関が審査するにあたり有用な具体的な証拠を提供することを推奨します。
  - ▶ 第二に、申請期間に関しては、例えば、会社が2023年度に適用可能な場合、2024年2月1日～2024年5月31日の間に、関連書類を添付の上、主管機関に申請を提出し本法に定められた資格要件を満たすかについて審査を受ける必要があります。
  - ▶ 第三に、本法の適用要件のハードルは高く、申請要件を満たす会社が限られる可能性があります。会社が本法の関連規定に基づき申請を行い、経済部の審査または所在地の租税徵稅機關の審査の結果、当年度における資格要件を満たさないと判断されることもあります。そのため、申請にあたっては、産業創新条例第10条の研究開発投資控除または第10の1条のスマートマシン投資控除の規定の適用へ変更することに同意することを併せて申請しておくことが望まれます。これは、当該同意の申請を行わなかった場合、申請を変更することができないためです。
- ▶ なお、本法の投資控除は2024年2月から申請が受理される予定です。そのため、今後の年度の納付すべき営利事業所得税に対する影響はいまだ観察が必要であり、EYは本法の実行状況及び産業の発展に対する影響について、継続して注視する予定です。ご不明な点があれば、最終ページに記載の各EY台湾の担当までお問い合わせください。



# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2023年8月	グローバル人材の確保ー外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか~その一般的な方法~
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項~2022年度分の申告に向けて~
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法—ゴールドカード vs 就労許可

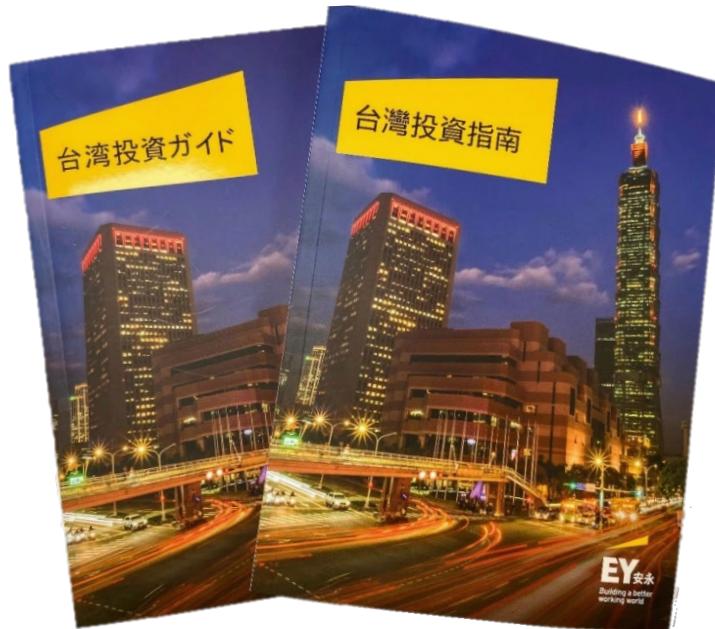
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

## 「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文があるので、現地台湾との討論やコミュニケーションもスムーズです。



## EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

劉惠雲 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師  
02 2757 8888 88681  
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
ben.wu@tw.ey.com

### JBS

清本 雅哉 副總經理  
02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理  
02 2757 8888 88867  
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理  
02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

01664-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

